

## 雇用機会の増大が必要な地域等で求職者等を雇い入れることに伴い、事業所を設置・整備した事業主 又は高度技能人材の集積した地域で高度技能労働者を雇い入れた事業主の方への給付金

### 8 地域雇用開発促進助成金

雇用機会が量的に不足している雇用機会増大促進地域（地域雇用開発促進法第9条第1項に規定する同意雇用機会増大促進地域）、我が国産業の基盤である「ものづくり」を支える高度な熟練技能者が多数就業している高度技能活用雇用安定地域（地域雇用開発促進法第17条第1項に規定する同意高度技能活用雇用安定地域）、若年層・壮年層の流出の著しい過疎雇用改善地域、就業機会が不足している農山村地域、特に若年者の失業者が慢性的に滞留している沖縄県における雇用構造の改善を図るため、その地域に居住する求職者等を雇い入れることに伴い、事業所を設置・整備する事業主又は、高度技能労働者を雇い入れる事業主に対して、Ⅰ地域雇用促進特別奨励金、Ⅱ地域高度人材確保奨励金、Ⅲ沖縄若年者雇用奨励金を支給します。

#### Ⅰ 地域雇用促進特別奨励金

各地域において、雇い入れた支給対象者の人数及び事業所の設置・整備の費用に応じて一定額を助成します。  
なお、設置・整備の対象については、国の補助金等（地方公共団体等を通じた間接補助金等を含みます。）の補助対象となっているものを除くなどの一定の条件があります。

#### 1 同意雇用機会増大促進地域又は過疎雇用改善地域（※）

##### 受給できる事業主

(1) 地域内での労働者の雇入れ及びこれに伴う事業所の設置・整備に関する計画（計画届）を当該地域の管轄安定所の長に提出した日（計画日）からその計画が完了した旨の届（完了届）を安定所の長に提出した日（完了日）までの間（最大18か月）に当該地域に居住する求職者等を継続して雇用する労働者（雇用保険の短時間労働被保険者以外の一般被保険者）として5人（小規模企業事業主（その常時雇用する労働者の数が20人、商業又はサービスを主たる事業とする事業主については5人を越えない事業主）については3人）以上雇い入れ、かつ、それに伴い事業所の事業の用に供する施設又は設備を設置し、又は整備（設置・整備）を行う（その費用の合計額が500万円以上のものに限る。）事業主であること。

※ 同意雇用機会増大促進地域は都道府県が策定し、厚生労働大臣が同意した地域雇用機会増大計画に定められた雇用機会増大促進地域の区域であり、過疎雇用改善地域は厚生労働大臣が指定する地域です。

(2) (1)の雇入れが同意雇用機会増大促進地域又は過疎雇用改善地域における雇用構造の改善に資すると認められる事業主であること。

(3) (1)の雇入れに係る者に対する賃金の支払いの状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

## 受給できる額

対象労働者の数及び設置・整備に要した費用に応じて、1年ごとに3回支給します。

設置・整備に要した費用	対象労働者の数		
	5(3)～9人	10～19人	20人以上
500万円以上1,000万円未満	37.5万円	56.0万円	75.0万円
1,000万円以上2,000万円未満	75.0万円	112.5万円	150.0万円
2,000万円以上5,000万円未満	150.0万円	225.0万円	300.0万円
5,000万円以上	375.0万円	562.5万円	750.0万円

( )内は小規模企業事業主

## 受給のための手続

(1) 計画から受給までの基本的な手続は、次のとおりです（参考図参照）

イ 「地域雇用開発促進助成金事業所設置・整備及び雇入れ計画書」の提出 (①)

ロ 事業所の設置・整備

ハ 労働者を雇入れ (②)

ニ 「事業所設置・整備及び雇入れ完了届」、「申請資格確認届」、「地域雇用促進特別奨励金支給申請書（申請書は以後1年ごと）」の提出 (③)

ホ 助成金の受給

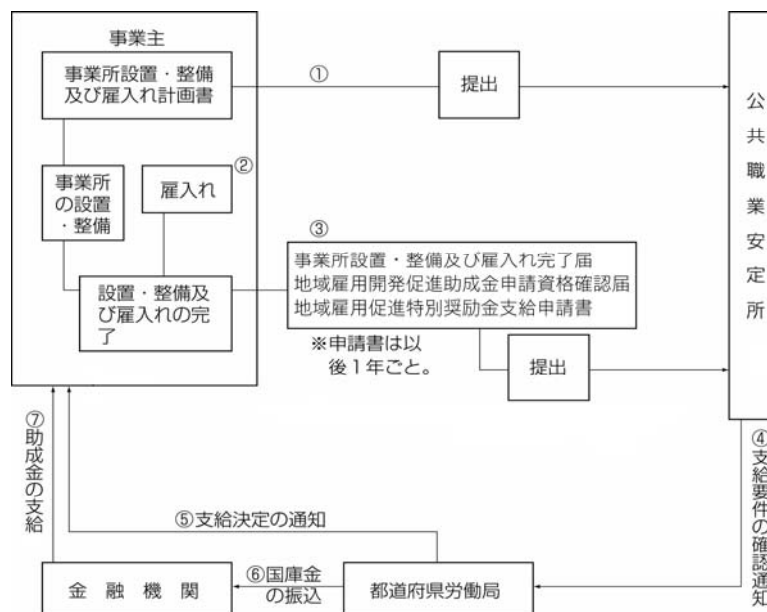
(2) (1)のニの完了届提出と同時に、「地域雇用開発促進助成金雇入れ労働者申告書」「地域雇用開発促進助成金事業所設置・整備費用申告書」並びに関係添付資料を提出していただきます。

(3) 申請書等を提出していただいた後、設置・整備費用又は雇入れ労働者等の確認を行いますので、ご協力をお願い致します。

(4) 計画の変更又は撤回、計画の完了後に雇用調整を行うなど雇用開発を中止する場合等は、公共職業安定所へご相談ください。

地域雇用促進特別奨励金に係る手続の流れ図（モデルケース）

（同意雇用機会増大促進地域・過疎雇用改善地域に係るもの）



### 支給要件

- (1) 完了日の翌日から起算して1年ごとに区分した期間の末日における当該事業所の継続して雇用する労働者の数が、完了日における当該事業所の継続して雇用する労働者の数未満となったとき、当該奨励金は支給されません。
- (2) 完了日後において、当該事業所で対象労働者を雇用しなくなったとき（当該雇用しなくなったとき以後速やかに、新たに継続して雇用する労働者を雇い入れたときは除きます。）、当該奨励金は支給されません。

同意雇用機会増大促進地域における特別の措置

### 受給できる事業主

地域内において、同意雇用機会増大促進地域の雇用構造の改善に特に資すると認められる雇用機会の増大に関する大規模雇用開発計画を作成し、厚生労働大臣の認定を受け、当該大規模雇用開発計画の定める雇用開発期間（雇い入れ及びそれに伴う事業所の設置を開始する日から完了する日までの期間。最大2年）内に当該地域に居住する求職者等を継続して雇用する労働者（雇用保険の短時間労働被保険者以外の一般被保険者）として50人以上雇い入れ、かつ、それに伴い事業所を新たに設置（その費用の合計額が10億円以上のものに限る）する事業主であること。

### 受給できる額

対象労働者の数及び事業所の設置に要した費用に応じて、1年ごとに3回支給します。

10億円以上、50人以上雇入れ	4,000万円
25億円以上、100人以上雇入れ	1億円
50億円以上、200人以上雇入れ	2億円

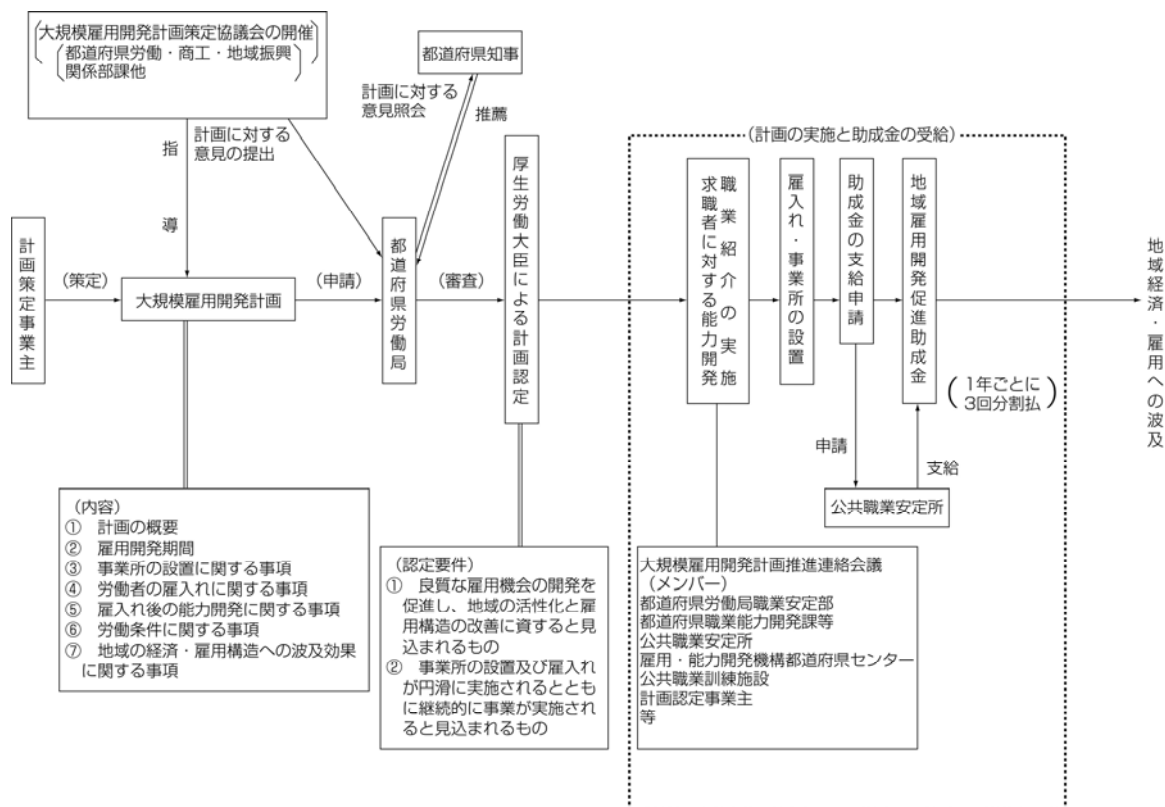
### 支給要件

- (1) 認定された大規模雇用開発計画の認定を厚生労働大臣が取り消した場合には、その後の当該奨励金は支給されません。
- (2) 計画の完了した日から起算して1年ごとに区分した期間の末日における当該事業所に雇い入れた対象労働者の人数が助成額の算定に係る人数を下回る場合には、当該奨励金は支給されません。

### 計画の作成

- (1) 計画を作成する場合には、都道府県労働局職業安定主務課の指導を受けることが必要です。
- (2) 計画の認定を受けるための申請書は都道府県労働局長を経由して厚生労働大臣に提出することとなります。

## フローチャート



### 受給のための手続

完了届提出と同時に、「地域雇用開発促進助成金雇入れ労働者申告書」「地域雇用開発促進助成金事業所設置・整備費用申告書」及び関係添付資料等を提出し、申請資格を受けると同時に、「地域雇用促進特別奨励金支給申請書」に必要な書類を添えて管轄安定所に支給申請を行ってください。その後1年ごとに支給申請を行ってください。

## 2 農山村地域（農村地域工業等導入促進法第2条第1項に規定する農村地域）

### 受給できる事業主

- (1) 農山村雇用開発推進事業の実施地域内において、地域資源を活用することによる当該農山村地域の雇用機会の増大に特に資する農山村雇用開発計画を作成し、職業安定局長の同意を得て、都道府県労働局長の認定を受け、当該農山村雇用開発計画を管轄安定所の長に提出した日（計画日）からその計画が完了した旨の届（完了届）を安定所の長に提出した日（完了日）までの間（最大18か月）に、求職者を継続して雇用する労働者（雇用保険の短時間労働被保険者以外の一般被保険者）として5人以上雇入れ、かつ、それに伴い新たに事業所の設置（その費用の合計額が5000万円以上のものに限る。）を行う事業主であること。
- (2) (1)の雇入れに係る者に対する賃金の支払いの状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

## 受給できる額

対象労働者の数及び設置に要した費用に応じて、1年ごとに3回支給します。

設置に要した費用	対象労働者の数				
	5～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50人以上
5千万円以上 2億円未満	250万円	375万円	500万円	500万円	500万円
2億円以上 5億円未満	250万円	375万円	500万円	800万円	800万円
5億円以上10億円未満	250万円	375万円	500万円	2,000万円	2,000万円
10億円以上	250万円	375万円	500万円	2,000万円	4,000万円

## 計画の作成

- (1) 計画を作成する場合には、事前に事業所を設置する予定の市町村が農山村雇用開発推進事業の実施地域に選定されることが必要ですので管轄安定所に申し出てください。(実施地域に選定されると農山村雇用開発委員会が設置されます。なお、各年度に実施できる農山村雇用開発推進事業の数には限りがあります。)
- (2) 計画の認定を受けるためには、農山村雇用開発推進委員会の推薦が必要です。
- (3) 計画の認定を受けるための申請書は(2)の推薦書を添付して、管轄安定所を經由して労働局長あて提出することとなります。

## 受給のための手続

- (1) 認定を受けた計画に基づく事業所の設置及び雇入れの完了届提出と同時に、「地域雇用開発促進助成金雇入れ労働者申告書」「地域雇用開発促進助成金事業所設置・整備費用申告書」及び関係添付資料を提出し、申請資格の確認と第一回目の支給の申請をしてください。その後一年ごとに支給申請を行ってください。

## 支給要件

- (1) 完了日の翌日から起算して1年ごとに区分した期間の末日における当該事業所の継続して雇用する労働者の数が、完了日における当該事業所の継続して雇用する労働者の数未満となったとき、当該奨励金は支給されません。
- (2) 完了日後において、当該事業所で対象労働者を雇用しなくなったとき（当該雇用しなくなったとき以後速やかに、新たに継続して雇用する労働者を雇い入れたときは除きます。）、当該奨励金は支給されません。

## 3 沖縄県

### 受給できる事業主

受給できる事業主は、次の①～③に該当する事業主で、30事業所を限度とします。

- ① 沖縄県の区域内において、事業所の施設や設備を新設、増設、購入又は賃借して（その費用の合計額が原則300万円以上のもの。）、新たに事業を始め、又は拡大すること。
- ② ①に伴い、沖縄県の区域内に居住する求職者を3人以上（そのうち、30歳未満の求職者が半数以上であるものに限る。）、常用労働者（短時間以外の一般被保険者）として雇い入れること。
- ③ ①の事業所の設置・整備及び②の求職者の雇入れについての計画（計画書を提出した日を起算日として24か月を経過した日から、さらに1か月後の日の前日〈例：計画日が平成17年4月1日の場合は平成19年4月30

日となります。))を自ら作成し、魅力的な雇用機会のモデルとして沖縄労働局長の認定を受けた事業者であること。

### 受給できる額

雇い入れた労働者（沖縄県の区域内に居住する求職者に限ります。）の数と雇入れに係る費用（事業所の施設や設備を新設、増設、購入又は賃借するのに要した費用）に応じて、一定の回数、所定の金額を助成します。なお、国の補助金等（地方公共団体等を通じた間接補助金等を含みます。）の交付又は交付決定を受けている場合には、当該費用は雇入れに係る費用から除かれます。

（支給回数）

設置・整備直後に第1回目、その後1年ごと計3回。対象労働者等の定着状況が優良でない場合は1回目で打ち切り。

（単位：万円）

設置・整備に要した費用	人 数	3人～9人	10人～19人	20人～
300万円以上 500万円未満		22.5	30.0	37.5
500万円以上1,000万円未満		37.5	56.0	75.0
1,000万円以上2,000万円未満		75.0	112.5	150.0
2,000万円以上5,000万円未満		150.0	225.0	300.0
5,000万円以上		375.0	562.5	750.0

（注）1 人数は、支給時点において雇用されている事業所の設置・整備に伴い雇い入れられた労働者の数です。

2 支給時点において、対象労働者を3人以上（うち半数は沖縄県の区域内に居住する30歳未満の求職者）継続して雇用していない場合には、その後は支給されません。

### 受給のための手続

- ① 事業所の設置・整備及びこれに伴う雇入れを予定している事業者は、その旨の計画書を公共職業安定所に提出してください。本助成金制度は、助成の対象とする数が限られていますので、提出した計画について沖縄労働局長が認定を行ったもののみが助成金の支給を受けることができます。
- ② ①の認定を受けた場合であって、計画を提出した日以後の事業所の設置・整備に要した費用及び雇入れが助成の対象となります。
- ③ 事業所の設置・整備及びこれに伴う雇入れが完了したときは、その旨を届け出るとともに、申請資格の確認と第1回目の支給を申請してください。
- ④ 第1回目の支給後1年ごと支給されますので、そのつど支給を申請してください。
- ⑤ 申請資格の確認には、事業所の設置・整備に要した費用の証明書が必要です。用紙は公共職業安定所にありますので、申請の前に施工者や売主の方に作成しておいてもらってください。  
また、事業所の設置・整備に係る契約やその費用の支払い状況等を明らかにする書類（総勘定元帳、現金出納簿、固定資産台帳等の帳簿・領収書等）を整理・保管しておいてください。  
なお、事業所の設置・整備に要した費用としては、契約等を行った額でなく、完了日までに実際に支払った額のみが認められます。
- ⑥ 当該奨励金と沖縄若年者雇用奨励金は、同一の計画書により、申請をすることができます。

### II 地域高度人材確保奨励金

同意高度技能活用雇用安定地域において、高度技能労働者（5人まで）を受け入れ、又はそれに伴い受け

入れた高度技能労働者と同数までの当該地域に居住する求職者（地域求職者：雇用保険の短時間労働被保険者以外の一般被保険者に限る。）を雇い入れる事業主に対し、一定額を助成します。

#### 受給できる事業主

次の①から④のいずれにも該当する事業主が対象となります。（ただし、②については地域求職者を雇い入れる場合）

- (1) 地域内に所在する事業所の事業主であり特定産業集積の活性化に関する臨時措置法第2条第1項に規定する基盤的技術産業に属する事業主であって、新たな事業展開（創業、異業種への進出、新製品・新商品の開発、高付加価値化、販路の拡大等をいう。）に資すると認められる高度技能労働者（地域雇用開発促進法第2条第1項に規定する高度技能労働者（※））の受入れ（雇入れ、出向その他の契約に基づき受け入れること）又はこれに伴う労働者の雇入れに関する計画（計画届）」を当該事業所の管轄安定所の長に提出した日（計画日）からその計画が完了した旨の届（完了届）を安定所の長に提出した日（完了日）までの間（最大1年）に、高度技能労働者を受け入れる事業主であること。

※ 高度技能労働者とは、熟練技能者（生産工程に係る業務に7年間以上従事していた者）又は製品・技術の開発担当者（技術系の大学の教育課程を修了し、又はこれと同等以上の専門的知識を有し、かつ製品・技術開発、生産管理、技術指導の業務に3年間以上従事していた者又は製品・技術開発、生産管理、技術指導の業務に7年間以上従事していた者）をいいます。

- (2) (1)の受入れに伴い、当該地域に居住する求職者を継続して雇用する労働者として雇い入れる場合は、当該受入れに係る高度技能労働者の数と同数までの範囲で雇い入れる事業主であること。
- (3) (1)及び(2)の受入れ等が同意高度技能活用雇用安定地域における雇用構造の改善に資すると認められる事業主であること。
- (4) (1)及び(2)の受入れ等に係る者に対する賃金の支払いの状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

#### 受給できる額

当該事業所において受け入れた高度技能労働者の人数（地域求職者を伴う場合は、受け入れた高度技能労働者及び雇い入れた地域求職者それぞれの人数）に応じて、以下の額を2回に分け、半年ごとに支給します。

- (1) 高度技能労働者 1人当たり 100万円（中小企業は140万円）
- (2) 地域求職者 1人当たり 20万円（中小企業は30万円）

#### 受給のための手続

- (1) 「地域高度人材確保奨励金受入れ等計画書」を管轄安定所に提出してください。
- (2) 完了届提出と同時に、「地域高度人材確保奨励金高度技能人材受入れ等申告書」及び関係添付資料を提出して下さい。
- (3) 申請資格を受けた後、助成期間の最初の6か月を第1期、次の6か月を第2期とし、その末日の翌日から起算して1か月以内に、「地域高度人材確保奨励金支給申請書」に必要な書類を添えて管轄安定所に支給申請を行います。

### Ⅲ 沖縄若年者雇用奨励金

#### 受給できる事業主

受給できる事業主は、次の①～③に該当する事業主で、30事業所を限度とします。

- ① 沖縄県の区域内において、事業所の施設や設備を新設、増設、購入又は賃借して（その費用の合計額が原則300万円以上のもの）、新たに事業を始め、又は拡大すること。
- ② ①に伴い、沖縄県の区域内に居住する30歳未満の求職者を常用労働者（短時間以外の一般被保険者）として雇い入れること。
- ③ ①の事業所の設置・整備及び②の求職者の雇入れについての計画を自ら作成し、魅力的な雇用機会のモデルとして沖縄労働局長の認定を受けた事業主であること。

#### 受給できる額

設置・整備及び雇入れ完了日から1年間（対象労働者等の定着状況が特に優良な場合は2年間）雇い入れた沖縄県の区域内に居住する30歳未満の者に支払った賃金に相当する額として厚生労働大臣が定める方法（雇入れ事業所の前年度の確定保険料から労働者1人当たりの平均賃金を求め、これに一定の調整率を乗じて得た額）により算定した額の1/3を助成（助成額には限度があります。）します。

#### 受給のための手続

- ① 事業所の設置・整備に伴う雇入れを予定している事業主は、その旨の計画書を公共職業安定所に提出してください。本助成金制度は、助成の対象とする数が限られていますので、提出した計画について沖縄労働局長が認定を行ったもののみが助成金の支給を受けることができます。
- ② ①の認定を受けた場合であって、計画を提出した日以後の事業所の雇入れが助成の対象となります。
- ③ 事業所の設置・整備に伴う雇入れが完了したときは、その旨を届け出るとともに、申請資格の確認を申請してください。
- ④ 当該奨励金は事業所の設置・整備及びこれに伴う雇入れが完了した日から半年経過後から、半年ごとに支給されますので、そのつど支給を申請してください。
- ⑤ ⑤ 当該奨励金とⅠ－3の奨励金は、同一の計画書により申請をすることができます。  
ただし、Ⅰ－1及びⅠ－2を併せて受給する場合は、個別に計画書を提出しなければなりません。

#### その他（地域雇用開発促進助成金全般について）

※ 地域雇用開発促進助成金の支給に際しては、以下の要件に該当した場合には助成金は支給されません。

- (1) 計画日から完了日から起算して6か月を経過した日までの間に、当該事業所で雇用する被保険者を解雇等事業主都合で離職させた事業主、あるいは全労働者の6%（その数が3人以下の時は3人）を超える割合で特定受給資格者である離職者を発生させた事業主に対しては、地域高度人材確保奨励金、沖縄若年者雇用奨励金は支給されません。
- (2) 計画日から完了日までの間に、当該事業所で雇用する被保険者を解雇等事業主都合で離職させた事業主あるいは全労働者の6%（その数が3人以下の時は3人）を超える割合で特定受給資格者である離職者を発生させた事業主に対しては、地域雇用促進特別奨励金は支給されません。
- (3) 労働保険料の納付を滞納している事業所は当該助成金の支給は受けられません。
- (4) 悪質な不正行為により各種助成金の支給を受け、又は受けようとしたことにより3年間にわたり助成金の不支給措置がとられている場合には当該助成金の支給は受けられません。
- (5) 労働関係法令の違反により、助成金を支給することが適切でないものと認められる場合は当該助成金の

支給は受けられません。

また、雇い入れた対象労働者については、雇入れ日において65歳未満の者に限るなどの一定の条件がありますが、公共職業安定所の紹介による雇入れは必要としなくなりました。

(手続き等の詳細については、最寄りのハローワーク（公共職業安定所）にお問い合わせください。)